

年税第 20 号

平成 27 年 7 月 1 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会

常任理事 今村 定臣

厚生労働省「平成 27 年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」の支給促進  
に係るポスター・チラシの掲示及び設置等について

今般、厚生労働省より、平成 26 年 4 月の消費税率引上げに伴う低所得者に対する簡素な給付措置として、昨年度に続き実施される臨時福祉給付金について、別添の通り、ポスター・チラシの掲示及び設置等についての協力依頼がありました。

そこで、本会は、「平成 27 年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」の支給促進に係るポスターを、日本医師会雑誌 7 月号に同封して全会員に送付し、会員の先生方の診療所や病院等の待合室に掲示をいただくようお願いしておりますので、その旨ご承知置きくださいますようお願い申し上げます。

また、「平成 27 年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」の支給促進に係るチラシにつきましては、予備のポスターと合わせて、厚生労働省が広報業務を委託している業者から各医療機関へ配送される予定であり、貴会会員の先生方の診療所や病院等の待合室への設置にご協力いただきますよう、周知方お願い申し上げます

[添付資料]

- 「平成27年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置) の支給促進に係るポスター・チラシの設置への協力依頼について」 (厚生労働省社会・援護局総務課簡素な給付措置支給業務室)
- 厚生労働省「平成27年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」ポスター (実際はB 3 サイズ)
- 厚生労働省「平成 27 年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」チラシ
- 「平成27年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)の支給促進に係る普及啓発用資材の設置についてのお願い」 (厚生労働省社会・援護局総務課簡素な給付措置支給業務室)